

所得税・復興特別所得税の 還付申告会などのお知らせ

平成29年分の所得税等の還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができますので、必要な書類をお持ちのうえ、お越しください。

岡市民税課 ☎2006

対象となる方

- ① 退職などで年末調整が済んでいない方
- ② 給与所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方
- ③ 公的年金等の受給者

※公的年金等の収入金額が40万円以下であり、かつ、他の所得金額が20万円以下である場合には、所得税などの確定申告の義務はありません。ただし、所得税などの還付を受けようとする場合は、確定申告書の提出が必要です。

申告に必要なもの

- ・平成29年分の給与所得または公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ・申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの(通帳など)
- ・印鑑、電卓、筆記用具
- ・個人番号(マイナンバー)を確認できるもの(個人番号カードまたは個人番号通知カードなどの原本と写し)
- ・本人確認書類(個人番号カードまたは免許証、健康保険の被保険証などの原本と写し)

※この他、申告の内容に応じた次のものをお持ちください。

- ① 退職などで年末調整が済んでいない場合および公的年金等の申告をする場合
- ・ 社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書(加入先保険会社などで発行)
- ② 医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のいずれかの適用を受ける場合
- ・ 平成29年中に支払った医療費の領収書の代替として医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると明細書の記入を省略できます。
- ・ セルフメディケーション税制を受ける方は、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)
- ※セルフメディケーション税制：医療用医薬品から市販の医薬品に転用された医薬品の購入費を支払った場合に適用される医療費控除の特例

マイナンバーの記載および本人確認書類

社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されたことにより、平成28年以降の所得税および復興特別所得税

確定申告に関するお問い合わせは、
越谷税務署
☎965-8111(音声案内)へ
確定申告に関する情報や申告書作成コーナーの情報は国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)でご覧いただけます。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分〜49年分の各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付が必要です。

給与支払者(会社など)の皆さんへ

給与を支払う事業所(会社など)で所得税の源泉徴収義務がある場合は、給与の受給者が1月1日現在でお住まいの市区町村に、前年中の給与支払額などの必要事項を記載した「給与支払報告書」の提出が必要です。

正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、給与を受給した方の「給与支払報告書(個人別明細書)」を2部作成し、総括表とともに、1月31日までに市民税課へ提出してください。

また、昨年中に退職した場合でも、給与支払額が30万円を超える場合は提出が必要です。

還付申告受付日程

◇八潮メセナ会場

受付日	場所	受付対象者	受付時間	留意事項
2月6日(火)～8日(木)	八潮メセナ集会所	・公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 ・公的年金等の所得と給与所得のある方 ・給与所得者で医療費控除を受ける方 ・退職などで年末調整が済んでいない方	午前9時30分～10時30分 午後1時～2時30分 ※開館は午前9時	・混雑の状況によっては、受付を早めに締め切る場合があります。 ・寄附金控除や住宅借入金等特別控除(平成29年入居分)などの受付は行っていません。 ・午前中は混雑が予想され、混雑の状況によっては午前の受付でも午後になることがあります。 ・初日は大変混雑しますので分散にご協力ください。 ・八潮メセナへのお問い合わせはご遠慮ください。

◇税理士事務所など(税理士会主催：完全予約制)

最寄りの税理士事務所または関東信越税理士会越谷支部(☎962-6131)に連絡して、日時などを事前に確認のうえ、お出かけください。

受付日	場所	受付対象者	受付時間	留意事項
2月1日(木)～15日(木)	税理士事務所	・公的年金等を受給している方 ・給与所得者で医療費控除を受ける方 ・退職などで年末調整が済んでいない方	午前9時30分～正午 午後1時～4時	・完全予約制のため、事前予約のない方は、ご利用できません。 ・費用は無料ですが、相談内容によっては有料になることもあります。 ・土・日曜日、祝日の受付も行っていきますので、ご予約ください。
2月6日(火)	越谷市中央市民会館(5階)		午後1時～4時	
2月9日(金)	八潮メセナ集会所		午前9時30分～正午	

所得税・個人消費税・贈与税等の確定申告受付日程

◇イオンレイクタウン会場

受付日	場所	受付対象者	受付時間	留意事項
2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く) ※ただし、2月18日(日)・25日(日)に限り開場します。	イオンレイクタウン(kaze"かぜ")3階「イオンホール」	・事業・不動産所得者 ・譲渡所得がある方 ・贈与税の申告が必要な方 ・消費税の申告が必要な方 ・医療費控除・住宅借入金等特別控除を受ける方など	午前9時～午後4時	・混雑の状況によっては、受付を早めに締め切る場合があります。 ・申告書の作成には時間を要しますので、お早目にお越しください。 ・イオンレイクタウン会場の開設期間中(2月16日～3月15日)は、越谷税務署では申告相談を行っていません。左記開設期間以外は越谷税務署内で受付しますが、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

市民税・県民税 申告の受付案内

市民税・県民税の申告受付日程は、次のとおりです。
詳しくは、広報やしお2月号でお知らせします。

受付日	場所	受付時間	留意事項
2月16日(金)	八条公民館	午前9時30分～11時 午後1時30分～3時30分	・申告内容によっては、税務署主催の申告会場を案内する場合があります。 ・申告会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください。 ・2月25日(日)の午前9時から11時まで日曜申告を行います。
2月19日(月)	古新田公民館		
2月20日(火)	大曾根中公民館		
2月21日(水)	資料館		
2月22日(木)	ゆまにて		
2月23日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く	八潮メセナ展示室 ※開館は午前9時	午前9時～11時 午後1時～4時	